

信 楽 中 学 校 P T A 会 則

(名称および事務局)
第1条 本会は信楽中学校PTAと称し、事務局を信楽中学校におく。

(会 員)
第2条 本会の会員は、信楽中学校に在籍する生徒の保護者および信楽中学校教職員(以下「教職員」という。)とする。

(目 的)
第3条 本会は、会員が連帯して地域の教育条件を高め、生徒の福祉を増進するとともに、会員相互の親睦と教養を深めるとともに、人権意識の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(運営の基本)
第4条 本会は、社会教育団体として、民主的かつ主体的に運営することを基本とする。

(事 業)
第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生徒の生活安全指導に関する事項
- (2) 会員の親睦・教養・福祉および人権啓発に関する事項
- (3) 教育環境の整備改善に関する事項
- (4) 社会教育および社会福祉関係団体ならびに教育関係機関との連絡調整に関する事項
- (5) 広報・啓発に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

(役 員)
第6条 本会に、次の役員をおく。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 保護者男女それぞれ1名
(3) 会計 2名(うち1名は教職員とする)
(4) 幹事

- ア 地区幹事
 - イ 正副学年委員長
 - ウ 正副事業部長
- 2 役員の選出については、別に定める。

(委 員)
第7条 本会に次の委員を置く。
(1) 地区委員
(2) 学級委員
2 委員の選出については、別に定める。

(会計監事)
第8条 本会に会計監事2名をおく。
2 会計監事は、会員の中から会長が委嘱する。

(顧 問)
第9条 本会は必要に応じ、役員会の承認を得て顧問をおくことができる。
2 顧問は、重要な会務の諮問に応ずる。

(役員・委員・会計監事の任期)
第10条 役員・委員および会計監事(以下、「役員等」という。)の任期は、1年とする。
2 役員等が会員でなくなった時は、前項の規定にかかわらず、そのなくなった日に役員等の職を失うものとする。
3 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の任務)
第11条 役員等の任務は、次の通りとする。
(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会務を代理する。
(3) 会計は、本会の会計を掌理する。
(4) 幹事は、それぞれ地区、事業部、学年部を代表し、会務を審議する。
(5) 地区委員は、当該地区を代表し、必要に応じて本会との連絡・調整に当たる。また、信楽中学校教育後援会の理事を兼務する。
(6) 会計監事は、本会の会計を監査する。

(会 議)
第12条 本会の会議は、総会・三役会・役員会・部会とする。
2 総会は、定期総会および臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会および役員会は、会長が必要と認めるときこれを開くことができる。
3 三役会・役員会は会長が招集し、部会は会長およ

び担当の部長が招集する。
(会議の議長)
第13条 前条の規定による会議のうち、役員会の議長は会長が行い、総会の議長は副会長が行う。

(表 決)
第14条 総会および役員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事)
第15条 総会は次の事項を承認・議決する。
(1) 事業報告および収支決算
(2) 事業計画および収支予算
(3) 会則、役員・委員選出規定の制定および改廃
(4) その他本会の目的達成のために特に必要な事項

(役員会の審議事項)
第16条 役員会は、次の事項を審議する。
(1) 本会の運営に関し、必要な事項
(2) 事業および予算の執行に関する事項のうち、会長が必要と認める事項
(3) その他本会の目的遂行に必要な事項

(専門委員会)
第17条 本会は必要により専門的事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

(事業部)
第18条 本会に次の事業部を置き、それぞれ当該各号に掲げる事業を行う。
(1) 広報部：会員および生徒の広報に関すること。
(2) 人権研修部：会員および生徒の人権啓発に関すること。
(3) 厚生部：会員および生徒の親睦および福祉・保健に関すること。
(4) 生活指導部：生徒の生活・安全の指導に関すること。
2 事業部は、別に定める規定により選出された事業部長、委員および教職員をもって構成し、各事業を推進する。
3 事業部の運営その他必要な事項は別に定める。

(学 年 部)
第19条 本会に学年部をおく。
2 学年部は当該学年の学級委員および当該学年の教職員をもって構成し、学級または学年相互の連絡調整および情報の交換ならびに学年に係る事業を行う。
3 学年部の運営その他必要な事項は別に定める。

(庶 務)
第20条 本会に庶務を1名おく。庶務は教職員の中から会長が委嘱する。

(経費の支弁)
第21条 本会の経費は会費をもって支弁する。ただし、寄付金・助成金またはその他の収入をもってこれを補うことができる。
2 会費の額は、会員1世帯につき月額250円とする。

(年 度)
第22条 本会の運営および会計の年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委 任)
第23条 この会則実施に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

1	この会則は、昭和55年1月1日から実施する。
2	昭和51年5月30日制定の信楽中学校育友会会則は廃止する。
3	この会則実施の日以前にこの会則による廃止前の信楽中学校育友会会則の規定によりなされた行為は、この会則によりなされたものとみなす。
4	会則の1部変更
	昭和63年 4月 1日
	平成 3年 4月 1日
	平成 7年 4月 1日
	平成15年 12月19日
	平成18年 5月13日
	平成25年 4月 1日